

京都市上京区学校法人同志社今出川キャンパス地区建築協定

建築協定区域

上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町，同区今出川通烏丸東入御所八幡町，同区今出川通烏丸東入岡松町，同区今出川通烏丸東入玄武町，同区今出川通烏丸東入新北小路町の各一部

運営委員会連絡先

電話 075 - -

※ 確認申請提出前に運営委員会の承諾を受けて下さい。

協定内容（協定書より抜粋）

（目的）

第1条 この協定は、建築基準法（以下「法」という。）第69条及びこれに基づく京都市建築協定条例第2条の規定に基づき、第4条第1項に定める建築協定区域（以下「協定区域」という。）内における建築物の位置、構造、用途、形態及び建築設備に関する基準を定め、同志社大学の学校敷地としての環境及び周辺の寺院等が存する地域の景観を維持増進することを目的とする。

（建築物の位置に関する基準）

第6条 協定区域内の建築物の位置は、次に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 建築物の外壁仕上面の敷地境界線までの距離の最低限度はそれぞれ別紙図面のとおりとする。
- (2) 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については適用しない。
 - イ. 地階を除く階数が1である自動車庫又は自転車置場
 - ロ. 学校運営上必要なもの
 - ハ. 既存建築物の間をつなぐ渡り廊下
 - ニ. 地下鉄の出入口の上家その他公益上必要なもの

（建築物の構造および形態に関する基準）

第7条 協定区域内の建築物の構造および形態は、次に定める基準に適合しなければならない。

- (1) 別紙図面 A 地区の建築物の地階を除く階数は、3階以下とし、建築物の高さは15メートル以下とする。
- (2) 別紙図面 B 地区の建築物の高さは、15メートル以下とする。
- (3) 別紙図面 C 地区の建築物の地階を除く階数は、4階以下とし、建築物の高さは16メートル以下とする。
- (4) 別紙図面 D 地区の建築物の高さは、15メートル以下とする。

（建築物の用途に関する基準）

第8条 建築協定区域内においては、次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。

- (1) 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び大学に限る。）
 - (2) 前号の建築物に付属するもの
 - (3) 学校運営上必要なもの
 - (4) 地下鉄の出入口の上家その他公益上必要なもの
- 2 建築物の用途を変更する場合には、前項の規定を準用する。

（建築設備に関する基準）

第9条 協定区域内の建築物には、騒音、粉じん、臭気等による公害を防止するため、必要な設備を設けなければならない。

京都市上京区学校法人同志社今出川キャンパス地区建築協定 位置図



